

## 財団法人短期大学基準協会設立趣意書

短期大学は、昭和25年の制度発足以来今日まで、我が国の高等教育システムの中で、短期高等教育機関としての特色を生かし、社会の変化に応じた教育研究を展開し、大きな役割を果たしてきた。

一方で、近年においては、18歳人口の減少、女子の4年制大学志向の高まり、雇用構造の変化等により、短期大学をめぐる環境は大きく変わってきている。

このような社会の変化や要請に応えるため、短期大学は、地域に根ざした教育・研究を基礎としつつ、国際化・情報化・生涯学習時代に即応すべく、教育・研究の改善・改革を進め、新しい時代に期待される人材の育成に積極的に取り組んできたところである。

平成14年8月の中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」において、「大学の教育研究活動等の状況について、国の認証を受けた機関（認証評価機関）が、自ら定める評価の基準に基づき大学を定期的に評価し、その基準を充たすものかどうかについて社会に明らかにすることにより、社会からの評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることを促す制度を導入する」との提言を受けて、学校教育法の改正が行われ、平成16年4月から全ての大学、短期大学に認証評価が義務付けられることとなった。

短期大学基準協会は平成6年4月、短期大学教育の水準の維持向上、短期大学の自己点検・評価による改善の支援等を目的として設立され、短期大学の約9割が会員として加盟している任意団体である。

これまでに本協会は、会員短期大学が行う自己点検・相互評価活動の促進及び支援、地域総合科学科の適格認定評価の実施等を通じ、短期大学の評価に深く携わってきた。

短期大学基準協会は、このような評価実績を生かし、短期大学の教育研究等の総合的な状況について評価を行うこととし、更に学校教育法で定められた認証評価を実施する認証評価機関となることについて加盟校の総意をもって決議した。

そして、平成17年1月、短期大学基準協会は認証評価機関として、文部科学大臣から認証を受けたところである。

短期大学基準協会が実施する教育研究等の総合的な評価は、すべての短期大学（文部科学省の設置認可後、完成年度を経た短期大学）を対象とし、短期大学の教育活動等についての総合的な評価等を行い、短期大学教育の継続的な質の保証を図り、加えて短期大学の主体的改革・改善を支援して、短期大学教育の向上・充実に資するとともに、評価システムや評価結果を公表することによって広く社会の理解と支持を得ることを目的としている。

この評価事業等が、公正性や社会からの信頼性が強く求められる公益性の極めて高いものであることから、短期大学基準協会を「財団法人短期大学基準協会」として設立しようとするものである。